

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】令和5年12月5日(2023.12.5)

【公開番号】特開2022-96462(P2022-96462A)

【公開日】令和4年6月29日(2022.6.29)

【年通号数】公開公報(特許)2022-117

【出願番号】特願2020-209579(P2020-209579)

【国際特許分類】

G 06 F 3/0484(2022.01)

10

H 04 N 23/63(2023.01)

G 03 B 17/18(2021.01)

G 03 B 17/20(2021.01)

G 03 B 7/00(2021.01)

G 03 B 13/06(2021.01)

G 03 B 17/02(2021.01)

G 03 B 17/00(2021.01)

【F I】

G 06 F 3/0484

20

H 04 N 5/232939

H 04 N 5/232941

G 03 B 17/18 Z

G 03 B 17/20

G 03 B 7/00

G 03 B 13/06

G 03 B 17/02

G 03 B 17/00 Q

【手続補正書】

【提出日】令和5年11月22日(2023.11.22)

30

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

電子機器であつて、

前記電子機器の制御にかかる所定の機能の設定を行う設定手段と、

前記電子機器の向きを検知する向き検知手段と、

前記向き検知手段によって前記電子機器が第1の向きであると検知された場合は、前記所定の機能の設定状態に応じて、表示部に前記所定の機能の設定を行うように促す第1の表示を行い、

前記向き検知手段によって前記電子機器が前記第1の向きとは異なる第2の向きであると検知された場合は、前記第1の表示を行わないように制御する制御手段とを有することを特徴とする電子機器。

【請求項2】

前記第1の表示は、前記所定の機能の設定を指示するための表示アイテムの表示を含むことを特徴とする請求項1に記載の電子機器。

【請求項3】

40

50

前記第1の表示は、前記所定の機能の設定画面に遷移するための表示アイテムの表示を含むことを特徴とする請求項2に記載の電子機器。

【請求項4】

前記第1の表示は、前記所定の機能の設定を行うことの効果を示す表示を含むことであることを特徴とする請求項1乃至3のいずれか1項に記載の電子機器。

【請求項5】

前記制御手段は、前記電子機器が前記第2の向きである場合は、前記所定の機能に関する警告を示す第2の表示であって、前記第1の表示とは異なる第2の表示を、前記表示部に表示するように制御することを特徴とする請求項1乃至4のいずれか1項に記載の電子機器。

10

【請求項6】

前記第2の表示は、前記所定の機能の設定状態に関するアイコン表示であることを特徴とする請求項5に記載の電子機器。

【請求項7】

前記第1の表示は前記第2の表示よりも、表示領域の面積が大きいことを特徴とする請求項5または6に記載の電子機器。

【請求項8】

前記制御手段は、前記第2の表示は、前記電子機器の向きに関わらず、前記所定の機能の設定状態に応じて表示するように制御することを特徴とする請求項5乃至7のいずれか1項に記載の電子機器。

20

【請求項9】

撮像手段を更に有し、

前記制御手段は、前記撮像手段で撮像したライブビュー画像を前記表示部に表示し、前記第1の表示は前記ライブビュー画像に重畳して表示するように制御することを特徴とする請求項1乃至8のいずれか1項に記載の電子機器。

【請求項10】

前記表示部を見るユーザーの視線を検出する視線検出手段を更に有し、

前記所定の機能の設定は、前記視線検出手段による視線検出の精度を向上させるための視線キャリブレーションデータの設定であることを特徴とする請求項1乃至9のいずれか1項に記載の電子機器。

30

【請求項11】

ファインダーと、

ファインダー内表示部と、を更に有し、

前記視線検出手段は、前記ファインダーを介して前記ファインダー内表示部を見るユーザーの視線を検出することを特徴とする請求項10に記載の電子機器。

【請求項12】

前記第1の向きは、前記電子機器が重力方向に対して横向きであり、前記第2の向きは前記電子機器が重力方向に対して縦向きであることを特徴とする請求項1乃至11のいずれか1項に記載の電子機器。

【請求項13】

前記第1の向きは、前記電子機器が重力方向に対して縦向きであり、前記第2の向きは前記電子機器が重力方向に対して横向きであることを特徴とする請求項1乃至11のいずれか1項に記載の電子機器。

40

【請求項14】

前記制御手段は、視線入力機能を用いて前記電子機器の所定の制御を行う設定が無効である場合は、前記電子機器の向きが前記第1の向きであっても前記第1の表示は行わないように制御することを特徴とする請求項1乃至13のいずれか1項に記載の電子機器。

【請求項15】

前記設定手段は、前記電子機器が前記第1の向きと前記第2の向きに対してそれぞれ、前記所定の機能の設定を設定可能であり、

50

前記制御手段は、前記第1の向きと前記第2の向きのいずれか一方において前記所定の機能の設定が行われていた場合は、前記電子機器が前記第1の向きと前記第2の向きのいずれの向きであっても前記第1の表示を表示しないように制御することを特徴とする請求項1乃至14のいずれか1項に記載の電子機器。

【請求項16】

前記設定手段は、前記電子機器が前記第1の向きと前記第2の向きに対してそれぞれ、前記所定の機能の設定を設定可能であり、

前記制御手段は、前記第1の向きと前記第2の向きのいずれか一方において前記所定の機能の設定が行われていた場合は、前記電子機器が前記第1の向きと前記第2の向きのいずれの向きであっても前記第2の表示を表示しないように制御することを特徴とする請求項5に記載の電子機器。

10

【請求項17】

前記電子機器は、デジタルカメラ、スマートフォン、タブレットの少なくとも1つであることを特徴とする請求項1乃至16のいずれか1項に記載の電子機器。

【請求項18】

前記所定の機能は前記電子機器の電力消費を低減する機能であって、前記第1の表示は前記電力消費を低減する機能をオンとすることを促す表示であることを特徴とする請求項1乃至9のいずれか1項に記載の電子機器。

20

【請求項19】

前記制御手段は、前記第1の向きである場合に、前記電子機器のバッテリー残量が所定量以下になったことに応じて前記第1の表示を行うように制御することを特徴とする請求項18に記載の電子機器。

【請求項20】

電子機器の制御方法であって、

前記電子機器の制御にかかわる所定の機能の設定を行う設定ステップと、  
前記電子機器の向きを検知する向き検知ステップと、

前記向き検知ステップによって前記電子機器が第1の向きであると検知された場合は、前記所定の機能の設定状態に応じて、表示部に前記所定の機能の設定を行うように促す第1の表示を行い、

前記向き検知ステップによって前記電子機器が前記第1の向きとは異なる第2の向きであると検知された場合は、前記第1の表示を行わないように制御する制御ステップとを有することを特徴とする電子機器の制御方法。

30

【請求項21】

コンピュータを、請求項1乃至16のいずれか1項に記載された電子機器の各手段として機能させるためのプログラム。

【請求項22】

コンピュータを、請求項1乃至16のいずれか1項に記載された電子機器の各手段として機能させるためのプログラムを格納したコンピュータが読み取り可能な記録媒体。

40

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

上記課題を解決するために、本発明の電子機器は、

前記電子機器の制御にかかわる所定の機能の設定を行う設定手段と、前記電子機器の向きを検知する向き検知手段と、前記向き検知手段によって前記電子機器が第1の向きであると検知された場合は、前記所定の機能の設定状態に応じて、表示部に前記所定の機能の設定を行うように促す第1の表示を行い、前記向き検知手段によって前記電子機器が前記第1の向きとは異なる第2の向きであると検知された場合は、前記第1の表示を行わない

50

ように制御する制御手段とを有することを特徴とする。

10

20

30

40

50